

番 号 : 141051
 国 名 : パキスタン
 担当部署 : パキスタン事務所
 案件名 : 投資環境整備アドバイザー業務 (II)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 投資環境整備
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年1月中旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 11.67M/M、合計 12.47M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業
7	160	2	130	2
第3次派遣	整理期間			
60	5			

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 34点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 10点

(計100点)

類似業務	投資環境整備に係る各種業務
対象国/類似地域	パキスタン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式のポリオワクチンの予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンでは、経常収支赤字の抑制及び貿易収支の改善が緊急の課題となっている。パキスタン中央銀行によると、2013年7月～2014年5月の経常収支は25億7,700万ドルの赤字、貿易収支は150億2,700万ドルの赤字（いずれも暫定値）で、特に輸出の約7割を食品・繊維製品に依存する経済構造は変わっておらず、これらの製品の付加価値化及び新たな産業の育成が課題となっている。

その中で、外国直接投資の誘致は、貿易収支改善のみならず、パキスタン国内産業、特に製造業の付加価値化と多様化を促進するためには不可欠であり、そのためには、他のアジア諸国と比較して魅力的なビジネス環境を提供し、同時にそのような環境を整備するためのパキスタン政府による効果的な政策の実施が必要である。パキスタンの対内直接投資額を見ると、2013年7月～2014年5月は約13億6,190万ドルで、中国からの投資額が5億2,700万ドルと最も多く、香港、スイス、米国と続いている。我が国からパキスタンへの直接投資額は1,590万ドルで、13位である。投資先の業種別金額としては、ここ数年石油・ガス探査が最も多く、続いて、通信、金融、食品となっており、製造業の比率は依然として低い。

投資誘致政策について、同国投資庁（BOI: Board of Investment、以下「BOI」という）は、起業や事業を行う際のコスト減少や時間短縮、許認可プロセスにおけるワン・ストップ・サービスの強化、既に承認済み及びこれから承認が予定されている経済特区（SEZ: Special Economic Zone）の開発（経済特区法により規定）と免税等のインセンティブの付与、ビジネスのやり易さを示す世銀の「Doing Business」のランキング向上（2014年10月発行の2015年版でパキスタンは189ヶ国中128位）等を目指しているが、実施面を中心とした改善が必要な状況にある。

このような背景の中、JICAはBOIをカウンターパート（C/P）機関として、投資環境整備アドバイザーⅠ（2010年度～2012年度）、及び投資環境整備アドバイザーⅡ（前半）（2013年度）を派遣し、パキスタンにおける投資環境の課題分析、BOIの政策立案への助言・指導を行ってきた。本案件は投資環境整備アドバイザーⅡ（後半）を派遣することにより、これまでの活動をさらに発展させ、特に前回アドバイザー派遣業務を通じて明らかになった企業活動上のボトルネックとなる税制に関する分析の視点も含みつつ、投資環境を改善、促進するために必要な助言・指導を行うことを目的としている。

7. 業務の内容

本アドバイザーは、必要に応じて世界銀行等の他ドナーとも連携しつつ、パキスタンの投資環境整備をC/P機関とともに行うことで、外国直接投資を増加させると同時に、既に進出している日系企業を主とした外国企業のビジネス環境の改善も図ることを目的としている。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2015年1月中旬～2015年1月下旬）

①前任専門家の報告書、世銀が実施中の政策借款（Fiscally Sustainable and Inclusive Growth DPC）における投資環境改善に関する改革支援の内容、パキスタン日系商工会の要望書等、国内で入手可能な情報を収集し、パキスタンの投資環境の把握を行うとともに投資促進にあたっての課題を分析する。

②他のアジア諸国における経済特区の法的枠組みと免税・減税等のインセンティブの付与等について事例を収集し、パキスタンの事例と比較・検討する。

③全体の業務実施計画書（和文、英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間（2015年1月下旬～2015年7月上旬）

①現地業務開始時に、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に業務実施計画書を提出し、業務内容の確認を行う。

②世銀の「Doing Business」における10項目のビジネス環境指標向上のため、BOIが世銀とともに策定中のワークプランの内容や進捗状況を把握する。

③日系商工会、他国商工会、経済特区（SEZ）等をC/P機関とともに訪問し、投資環境改善のために取り組むべき課題を抽出するとともに、優先度の高い項目において上記ワークプランの検証を行い、現場レベルで効果を発現させるための方策を提言する。

④世銀のプログラム・ローンの進捗をフォローし、同プログラム・ローンとの連携の可能性を検討するとともに、他ドナーが実施するビジネス・投資環境改善に係るプロジェクト等についても情報交換を行う。

⑤BOI内において開設を準備中の経済特区事務局（SEZ Secretariat）の設立を支援し、設立後のアクションプランをC/P機関とともに策定する。

⑥シンド州・パンジャブ州BOI及び、SEZ周辺インフラを管轄する両州政府（ただし、SEZ内のインフラはBOIの管轄）と連邦BOI（SEZ事務局）との間でSEZの抱える課題やSEZのプロモーションを行うための協議を行うこと等を通じ、連邦BOI（SEZ事務局）と両州BOI及び両州政府との連携の強化を促進する。また、かかる取組みを通じて企業によるSEZへの進出申請時の承認プロセスを迅速化し、ボトルネックとなるインフラ整備やセキュリティ確保の問題に対して三者（連邦BOI、州BOI、州政府）で連携して取り組む体制を強化する。

⑦経済特区法（SEZ Act 2012）の一部改正の動きを把握し、モニタリングする。

⑧各種税制の中で、特に前回のアドバイザー派遣業務を通じて明らかになった企業活動にとってボトルネックとなり得る税制を選択し、同税の減税・免税の投資インセンティブ付与とパキスタン財政への影響を分析する。

⑨「自動車部品製造業技術移転プロジェクト」、「自動車産業振興アドバイザー」等、他のJICA事業と連携し、自動車部品産業への投資促進に係る支援を行う。

⑩カラチ日系商工会、イスラマバード日系商工会の定期会合に出席し、情報収集及び意見交換を行うとともに、日系商工会の要望書に関して構築された日パのフォローアップ会合の実施を支援する。

⑪現地業務結果報告書（英文）の作成及び、次回現地派遣のための業務実施計画書（和文・英文）の修正・作成を行い、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（3）第1次国内作業期間（2015年7月中旬～2015年7月下旬）

①第1次現地派遣期間中で抽出された課題点につき、他国での事例を収集する。

②JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

（4）第2次現地派遣期間（2015年8月上旬～2015年12月中旬）

①上記（2）③で検証された現場レベルでのワークプランに関し、その実施のために必要な助言・指導を行う。

②第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の④を行う。

③SEZ事務局の運営体制強化として、承認済み及び承認が予定されているSEZの運営を担うデベロッパー、シンド州・パンジャブ州政府及び州BOI、SEZ進出企業等との協議を通じ、SEZ内のインフラ整備やセキュリティ確保に向けたC/P機関の取り組みを支援する。

④世界第6位の豊富な人口、安価な労働力、SEZ法で規定されている10年間の法人所得税免除という魅力的なパキスタンのSEZへの投資インセンティブをアピールした、SEZプロモーションのための投資家向けパンフレットの作成や、ウェブサイトによる情報発信、パキスタン国内におけるセミナーの実施等をC/P機関とともに企画・実施する。また、その際デベロッパーによる知見も参考にする。

⑤上記（2）の⑧による調査・分析結果をもとに、長期的な視点に立った減税・免税の投資インセンティブ付与による税収への影響を検討し、他のアジア諸国の競合先と比較したインセンティブ強化の必要性についてC/P機関とともに財務省及び歳入庁（FBR）に提案する。

⑥第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の⑨を行う。

⑦第1次現地派遣に引き続き、上記（2）の⑩を行う。

⑧現地業務結果報告書（英文）とともに、次の現地派遣のための業務実施計画書（和文・英文）を修正・作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（5）第2次国内作業期間（2015年12月中旬～2015年12月下旬）

①第2次現地派遣で作成した投資家向けSEZパンフレットを、C/P機関主導のもと在京パキスタン大使館に設置することを支援する等により、SEZのプロモーションを支援する。

②第2次現地派遣期間中で抽出された課題点につき、他国での事例を収集する。

③JICA産業開発・公共政策部に業務の進捗状況を報告する。

（6）第3次現地派遣期間（2016年1月上旬～2016年3月上旬）

①世銀の「Doing Business」におけるビジネス環境指標向上に関し、現場レベルのワークプランで改善が見られた点、今後さらなる取り組みが必要な点、C/P機関としての課題等を取り纏め、C/P機関に提言を行う。

②シンド州の既存のSEZ3件（特に核となるピンカシムSEZ）と2015年に承認が予定されているラチナSEZ（パンジャブ州）におけるインフラ整備、セキュリティの確保等を、C/P機関とともに両州政府や関係機関、デベロッパー等に働きかけるとともに、両州BOI、両州政府、連邦BOIの連携を強化することで、企業によるSEZ申請の円滑化を行い、さらに、C/P機関内のSEZ事務局の運営強化等のために行うべきことを、C/P機関に提言する。

③世銀をはじめとする他ドナーとの提携可能性について、JICAパキスタン事務所に提言を行う。

④ビジネス環境を改善するためにパキスタン政府がオール・パキスタンとして実施すべき事項（SEZ、優遇措置、税制、インフラ整備、セキュリティの確保等）を、現場レベルの視点から提言として取り纏め、関係省庁の担当者を集めC/P機関主催のセミナーとして実施する。

⑤カラチ日系商工会、イスラマバード日系商工会の定期会合に出席し、活動報告を行う。

⑥現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出、報告・説明する。

（7）帰国後整理期間（2016年3月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出、報告・説明する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）業務実施計画書（全体分及び各派遣時）

和文・英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

（2）現地業務結果報告書（各派遣終了時）

英文3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所、C/P機関

（3）専門家業務完了報告書

和文2部：JICA産業開発・公共政策部、JICAパキスタン事務所

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上すること）。
航空経路は、東京—イスラマバード間の往復に係る費用を計上すること。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般現地業務費については、JICAパキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月下旬～7月上旬（第1次）、2015年8月上旬～12月中旬（第2次）、2016年1月上旬～3月上旬（第3次）の3回を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。また、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な派遣スケジュールがある場合には、派遣回数3回を上限にプロポーザルにて提案してください。ただし、2015年7月下旬の約1週間はラマダン明けのイード休暇にあたるため、現地派遣を避けてください。

②現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。

③便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

セキュリティを含め、必要な移動に係る車両を提供する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

B01が執務スペースを提供する。

(2) 参考資料

本件に係る資料(パキスタン国投資環境整備アドバイザー業務(II)専門家業務完了報告書(2014年9月)(抜粋))は、JICA産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第1チーム(03-5226-8064)にて配布可能です。

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

①実施時期：12月26日(金)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。

- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館（必要に応じて、在カラチ日本領事館）、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこと。
- ③現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- ④現地作業中、JICAパキスタン事務所へ安全管理上、必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICAパキスタン事務所から貸与を行う。

以上